

美濃加茂市私債権の遅延損害金徴収条例について

◎ 制定の趣旨

○ 法改正情報

公布された法令	民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）
条例制定に影響する施行日	令和2年4月1日
改正された法律	民法（明治29年法律第89号）
条例制定に影響する条	民法第404条、第419条

○ 条例制定趣旨

民法が改正され、法定利率が改正されます。法定利率は、私債権に係る収入金の遅延損害金について、当事者が遅延損害利率を定めていなかった場合にも適用されます。今回の民法改正に合わせ、遅延損害金について、原則法定利率を乗じて計算した金額で徴収することについて規定するため、新たに条例を制定するものです。

◎ 条例の概要

私債権に係る収入金の遅延損害金について、現在は延滞金と同じ率で徴収することについて定めている債権、一方で遅延損害金の徴収について定めていない債権があるなど、対応に差がある状況です。現在の市場金利に合わせるために法定利率を引き下げる民法改正に合わせ、公平、公正な徴収のため、遅延損害金について原則法定利率を乗じて計算した額で徴収することについて定めるものです。

◎ 条例の構成

- 趣旨（第1条関係）
- 遅延損害金の徴収（第2条関係）
- 減免（第3条関係）
- 端数計算（第4条関係）
- 委任（第5条関係）

◎ 条例の施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

条 項	内 容
第1条（趣旨）	<p>〔概 要〕</p> <p>条例の趣旨を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>市の私債権（美濃加茂市債権管理条例（平成28年美濃加茂市条例第2号）第2条第5号に規定する私債権をいう。）に基づく歳入（以下「私債権収入金」という。）の遅延損害金の徴収について必要な事項を条例で定めます。</p>
第2条（遅延損害金の徴収）	<p>〔概 要〕</p> <p>遅延損害金の利率等の計算方法を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 私債権収入金を納期限までに納付しない者に対して、その納期限の翌日から納付の日数に応じ、納期限の翌日における民法第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して徴収します。 ○ 年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。 ○ 遅延損害金について約定がある場合は、約定で定めた割合で計算します。
第3条（減免）	<p>〔概 要〕</p> <p>遅延損害金の減免について規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>私債権収入金を納期限までに納入しなかったことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、遅延損害金を減免することができることとします。</p>
第4条（端数計算）	<p>〔概 要〕</p> <p>遅延損害金を計算する場合に、端数がある場合の計算方法を規定するものです。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>端数がある場合の計算方法は、税や料の延滞金の計算方法と同じとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。 ○ 遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てます。

第5条(委任)	〔概要〕 規則への委任について規定するものです。 〔内容〕 条例の施行の際に、必要な事項は市長が定めるものとします。
附則第1項 (施行期日)	〔概要〕 条例の施行期日を規定するものです。 〔内容〕 この条例は、令和2年4月1日から施行します。
附則第2項 (経過措置)	〔概要〕 条例の施行にあたり経過措置を規定するものです。 〔内容〕 第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に発生する私債権収入金から適用し、同日前に発生した私債権収入金については、なお従前の例によるものとします。